

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成13年3月江戸川区条例第20号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、審査会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審査会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、審査会の当日、開会予定時刻30分前までに、氏名、住所及び傍聴理由を江戸川区情報公開・個人情報保護審査会傍聴申込書（別記様式）に記入し、会長の許可を受けた上で、審査会の開会前に係員の指示に従い入場、着席しなければならないものとし、途中入場はこれを認めない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会長が会議場の広さ等を勘案して定める。

2 会長は、先着順に入場した傍聴人が傍聴席の定員に達したときは、入場を制限することができる。ただし、会長は事情により抽選その他の方法で傍聴人を決定することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を所持している者
- (5) 審査議案に関して、利害関係を有すると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、審査会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、指定する傍聴席において傍聴することとする。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、審査会における質疑に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 鉢巻き、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は談話をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、審査会の秩序を乱し、又は審査会の支障となるような行為をしないこと。

3 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

4 傍聴人は、会長及び係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 会長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退場を命じたとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(審査会の非公開)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しない。

(1) 条例第12条第1項の規定に係る審査。ただし、審査会が公開を適当と認めたときを除く。

(2) 条例第12条第2項の規定に係る審査で、審査会が公開を不適當と認めたとき。

(3) 会議を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に区民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。

別記様式（第2条関係）

江戸川区情報公開・個人情報保護審査会 傍聴申込書

審査会開催年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

傍聴人住所	
傍聴人氏名	
傍聴理由	

太枠内を全て記入すること。

受付番号 _____